

唐代後半における社會變質の一考察

愛 宕 元

- はじめに
- 一 郷里制の崩壊
 - 二 在地勢力の成長
 - 三 権力機構への接近
 - 四 科擧制度と官僚化の志向
 - 五 科擧應試の意味
 - 六 士庶混同と新しい士人的タイプの析出

はじめに

唐代後半期は、その前半期をスタティックな時代と見なしうるならば、まさにダイナミックと特徴づけることができよう。唐朝が建國されて以來、もろもろの制度面において見事な體系を創設し、その上に安定した體制を築きあげたという點がスタティックな印象を我々に與える。ところが安史の亂を一つのメルクマイルとして、唐朝を支えるあらゆる體系的なものはずらぎ、崩壊への過程へと向う。既成の社會的諸關係が、制度的に形骸化して現實との乖離度を深め、社會階層の流動化現象にもなつて、既成の諸階層のうちより、質的に異なつた存在が析出され、新たな社會的階層として自らの存在を主張し始める。この新しい社會的階層の具體的な姿の一端にでもふれられれば、というのが本稿の意圖するところである。

一 郷里制の崩壊

唐代の地方行政制度の末端はいうまでもなく縣であり、縣の下に郷・里・保・鄰(1)と呼ばれる戸數によって段階づけられた組織が設けられ、唐朝權力の貫徹が意圖されていた。

百戸を里と爲し、五里を郷と爲す。兩京及び州縣の郭内、分ちて坊と爲す。郊外は村と爲す。里及び村・坊には皆正あり。以て督察を司る。(2) (唐六典卷三戸部の條)

百戸を里とし、五里すなわち五百戸を郷とする郷里制は、あくまで人爲的な行政區劃であり、自然集落とは必ずしも一致するわけではない。(3) ただ、制度的には唐代中頃の玄宗朝(八世紀前半)において、「百戸を里とし、五里を郷とする」郷里制は、全國的にほぼその規定どおり施行されていたと考えられる。(4) 里には責任者として里正が置かれた。

諸もろの里正は、縣司が勳官六品以下、(もしくは)白丁の清平にして強幹なる者を選びて充つ。其の次を坊正と爲す。もし、當里に人なくんば、比鄰の里に於て簡用するを聽す。(5) 其の村正は白丁を取りて充つ。人なき處の里正等は、並びに十八以上の中男・殘疾等を通取して充つ。(6) (通典卷三食貨三鄉黨の條)

郷においては耆老、もしくは父老と呼ばれる者が置かれた。

郷に耆老一人を置く。耆年にして平謹なる者を以て、縣がこれに補す。また父老と曰う。(7) (通典卷三三職官一五鄉官の條)

地方行政區劃の最末端としての郷・里に課せられた最大の責務は租稅收奪のための機能である。各郷・里における人民を把握するために精密な戸籍が必要とされる。そこで、戸籍作成の原資料となるべき手實、及び計帳がまず里において作られねばならなかった。

凡そ里に手實あり。歲終に民の年と地の闊隘を具して郷帳を爲り、郷は縣に成し、縣は州に成し、州は戸部に成す。(8) (新

里内の各戸主に戸口・田宅に關する申告書である手實を里正にまで提出させ、里正が郷に送り、郷で計帳が作成されて、これに基づいて戸籍が作成されるのである。すなわち、

一歳ごとに一たび計帳を造る。三年に一たび戸籍を造る。縣は籍を以て州に成し、州は省に成し、戸部は總べて領す。⁽⁸⁾

(六典卷三戸部の條)

とあるように、毎年郷で作成される計帳は、三年ごとに縣がまとめて戸籍を作り、州を経て戸部に送附されるという中央集權的方式がとられているのである。

このように整備されていた郷里制も、安史の亂を経た唐代後半期に至ると、逃亡戸の増加などにより、大きく變化してくる。

(李渤) 上言すらく、「渭南の長源郷、戸四百。今は纔かに四十。闔郷(縣)戸三千。而るに今は千。它の州縣も大抵これに類す。云々」⁽⁹⁾。(新唐書卷二一八李渤傳)

この有名な李渤の言に端的に見ることができるよう、元和年間(八〇六—二〇)には、州縣が直接把握できる管下の編戸數は著しく減少し、郷里制の實質は形骸化しつつあった。もはや本來の意圖された機能を十全に果し得なくなっているにもかかわらず、唐朝權力が一般人民を把握する手段は郷—里という組織以外にないがゆえに、その構成編戸數を縮小してまでも郷里制を維持しようとする努力がなされる。すなわち、元和の頃には郷の再編の形跡が認められ、一郷⁽¹⁰⁾五百戸という戸令の規定を大幅に下まわって、一郷のもとに把握される戸數が二百戸前後という郷が再編成されてくるのである。⁽¹⁰⁾ 白氏長慶集卷四十六に見える「策林二」の「人の困窮は君の奢欲による」の條には、

蓋し以うに、君主の命は左右に行なわれ、左右は方鎮に頒つ。方鎮は州牧に布し、州牧は縣宰に達す。縣宰は郷吏に下し、郷吏は村胥に傳う。然る後、人に至る。⁽¹¹⁾

とあり、九世紀中頃の支配系統は藩鎮勢力の介在を認めつつも、郷里制の存在を示している。それでは規模を縮小して再編さ

れた郷里制は十分に機能し得たのであろうか。

蓋し以うに、承前、但そ使の來るあらば、即ち帖を出して夫を差す。所由が帖を得れば、富豪なる者は終年閑坐し、貧下なる者は終日船を牽けり。今即ち自ら板簿手に在り、輪轉差遣するを以て、黠吏ありと雖も、情を用いるあたわず。(中略)もし縣に下して後、縣令が案に付し、案司が帖を出して里正に分付すれば、一郷に只兩夫を要むるも、事は一郷にありては、赤帖に徧着し、懷中藏却し、巡門掠斂して、もっぱら貧者に徧ねくし、即ち差來を被らしむ。云々。(樊川文集卷十三「汴州從事に與うるの書」)

九世紀前半期の汴州境内における牽船夫の徵發にあたって、州―縣―里の支配系統に従って命令を出せば、それだけ所由の不正が多く介入するために、州から直接に命令を出すことの有効性を説いたものである。また、白居易が杭州刺史であった長慶四年(八二四)の次の記事、

若し歳早に百姓が水を請わば、須らく州を経て狀を陳ぜしめ、刺史自ら便ち所由に帖を押し、即日水を與うべし。若し狀が司に入り、符が縣に下り、縣が郷に帖し、郷が所由を差すを待たば、ややもすれば旬日を経ん。水を得と雖も、旱田の苗、及ぶ所なきなり。云々。(13)

ここでも、州―縣―郷の系統に従った行政措置がいかに非能率なものであるかがはっきりと示されている。つまり、州―縣―郷―里という體系は存在はするものの、その非能率にして、かつ里胥・郷胥などの所由的存在の介入による不正行爲によって、行政上の組織としての機能は著しく阻害されている。したがって、刺史みずから直接人民を把握しようとする努力があるのであるが、二、三の刺史の個人的志向がどうであれ、現實には形骸化した郷里制が依然として利用されねばならなかったであろう。

二 在地勢力の成長

制度上の郷里制が崩壊する過程で、現實の郷村内部での支配關係、さらにはより上部機構との關係はどのように變質してゆくのか。まず、在地の土地所有關係から考えてみることにする。

唐初以來、均田制のもとで併存していた大土地所有は、官人永業田のごとき名目で、田令においても公認されており、それは前代からの所有權の安堵を意味するものであった。つまり、その所有者は南北朝以來の貴族層にほかならず、かれら貴族層がその所有地の周邊で果たす役割は、南北朝期の士大夫理念との關連において、⁽¹⁴⁾唐代前半期でも無視し得ぬ影響力をもつていたものと考えられる。もちろん、均田農民が大部分を占める一般の郷村では、郷の耆老⁽¹⁵⁾のような村落共同體の指導者的な存在は、それ自體の役割を果たしてはいた。しかし、數郷のまとまりからなるような地域社會では、貴族層は少なからぬ比重をもつ存在であった。唐國史補卷上に、

元結、天寶の亂に汝濱より大いに鄰里を率いて、南のかた襄漢に投ず。保全する者千餘家⁽¹⁶⁾。

と見えているように、千戸以上という數郷を包括する地域社會の人民を統率し、安史の戰亂を避けて移住を敢行している事實は、平時での士大夫層の郷村における指導力、影響力を十分に推察させるものである。

しかし、この士大夫層は安史の大亂を一つの大きな契機として、本貫地での所有地を喪失し、同時に官僚化への強い傾向のなかで、在地との諸關係は當然のことながら稀薄にならざるを得なかった。一例をあげると、元和三年(八〇八)の「賢良方正直言極諫策」についての皇甫湜の「對」に、

乾元(七五八〜五九)以還、版籍斯に壞れ、所在に游寄し、從う所を知るなし。伏して請うらくは、天下の人士に勅し、未だ歸せざる者は一に皆復貫せしめ、留まるを願う者は、則ち籍に着け、云々⁽¹⁷⁾。(皇甫持正文集卷三)

とあつて、「天下の人士」、すなわち士人層の本貫地からの流離が安史の亂以後、大きな社會問題となつてゐる。當時の社會情況を髣髴させる野史類について見ると、例えば、太平廣記卷三六九「元無有」の條に、亂後の情況の一端を次のように描いてゐる。

寶應中（七六三）、元無有あり。常て仲春の末を以て、獨り維揚の郊野を行く。日の晩るるにあい、風雨大いに至る。時に兵荒の後、人戸多く逃る。遂に路旁の空莊に入る。云々。

このような所有者が流離して放棄された莊園は各地に存在してゐたと考えられる。さらに士人層は商品經濟の發展にとり殘され、自己の所有地を手離したり、借金のかたにせねばならなかつた。因話錄卷四の、

李公（巽）、故人の子弟の來投するあり。落拓して事えず。李公、舊時の別墅及び家童の技ある者、圖書の名あるものを遍問するに、悉く云う、賣却せりと。云々。

と見えている話は、士人層がその經濟的基盤である所有地のみならず、奴婢、書籍などのあらゆる財産を喪失し、没落してゆく姿を描いている。こうした士人層の没落傾向による本貫地からの游離が、在地での土着勢力の擡頭を促進する大きな要因となつたのである。

土着勢力は新たに築きあげた土地所有を基盤として、在地の内部から鄉村支配を構築してゆこうとする。所謂「土豪」と呼ばれる存在がこれである。では具體的に土豪とはどのような存在なのか。太平廣記卷一七二の「孟簡」の條にその一典型を見ることが出来る。ここには莊園を所有し、童僕十餘人、村婦二十餘人を意のままに驅使する甚だ富裕な「土豪百姓」と表現される人物が登場する。彼は以前に居任縣（越州諸暨縣）の官になつたことがあり、自己の罪を隱匿するために、退官後縣界に寄住する前任縣尉の妻を童僕や村婦を動員して殺害せしめ、さらには、前任縣尉の告訴に先手をうって、直接に州府に行つて觀察使に誣告するに至るのである。この記事から土豪を在地での土着勢力たらしめてゐる要素を抽出するならば、次のようになる。

一、莊園の所有者であり、一族十餘口がそこに同居し、少なくとも十數の僮僕と呼ばれるような存在を使役していること。

および隣接する郷村の女たち二十人以上を意のままに動かせるだけの強い支配力を有すること。(郷村に對する支配力の強さを豫想させる。)

二、在地の縣官を経験していること。(州縣の胥吏、州縣官などの末端官僚機構と土豪層との關連を豫想させる。)

三、縣官を退官して後、その地に寄住している人物と交流があり、時には對立關係にまで至るといふこと。(前資寄住官と在地土豪勢力との諸關係のうちに、在地社會構造における新しい情況を豫想させる。)

まず第一點についてみてみよう。在地での土着勢力たる所以は、まずその經濟的基盤である土地所有に求められよう。その勢力擴大の過程は、端的には土地の兼併行爲に見ることが出来る。但し、兼併行爲それ自體は強者の弱者に對する行爲として、沒歴史的に見られるものである。唐代後半期において土豪層との關連からこの問題をとらえるとき、いうまでもなくその時代的な特殊性を無視することはできない。均田體制が制度上のたてまえと現實との乖離を當初より有していたとしても、八世紀中葉の安史の亂による田土の荒廢、逃亡戸の激増などによって、たてまえとしての制度的理念それ自體をも唐朝權力の側が否定せざるを得ないほどの現實の土地所有關係の變化が進行していた。徳宗建中元年(七八〇)の兩稅法の施行は、この現實の變化を容認したうえで、の法制的再編成であった。すなわち、兩稅法の原則の一つである戸對象・資産對應・均率賦課の原則、およびそれと關係する有産戸を土戸、客戸の區別なく現住地において稅戸に編入する見居原則は、均田法の理念を根本から否定するものであり、田令に規定された諸々の土地所有制限は實質的に全く無意味なものとなった。ここに土地兼併行爲は非合法なものではなくなり、買得や債利などの形式による兼併行爲は一層促進されることになった。さらには、一方において逃亡戸の逃棄田が不法に占有され私有化されてゆくのである。⁽²²⁾

其の月(寶應元年四月、七六二)勅すらく、百姓の田地、このごろ多く殷富の家・官吏の吞併を被る。逃散する所以、茲に由らざるはなし。云々。⁽²³⁾(唐會要卷八五逃戸)

とある如く、建中元年の兩稅法施行をさかのぼること十八年の代宗寶應元年(七六二)において、すでに兼併とそれによる農民

の流亡現象が顕在化しており、「殷富之家」は着々と勢力を擴大しつつあった。太平廣記卷三三九「羅元則」はこの意味で興味ある話である。

歷陽(和州)の羅元則、嘗て舟に乗りて廣陵(揚州)に往く。(中略)鬼、愍然として謂う、「君嘗て人に負きしや否や」と。元則これを熟思して曰く、「平生、ただ同縣の張明通の十畝の田を奪い、遂に業を失うに至らしむること有るのみ。其の人、身已に死せり」と。(中略)歳餘にして其の父、田中に至りて收稻せしむ。即ち之を固辭す。父怒りて曰く、「田家まさに自ら力むべし。乃ち安を偷み寢に甘んじ、妄りに妖辭を爲さんと欲するや」と。云々。⁽²⁴⁾

僅か十畝の田を所有するにすぎない貧農と、他方ではそれを兼併することによって、自作農から富裕な農民へと發展しつつある存在と、その兩者の姿をみる事ができる。とくに羅元則に對する父親の叱責の言中に土豪的存在にまでも上昇しうる成長期の農民の姿をうかがうことができ、前掲の因話録で見た没落士人層と考えあわせるならば、その對照は強烈である。文苑英華卷八七〇、李麟の「徐襄州碑」には大中年間(八四七～五九)後半の襄陽を中心とした山南東道節度使管下のようすを次のように記している。

其の三に曰く、軍人百姓の窮困する者、多く狀を投じて陳論すらく、従前の債利に苦しむと。蓋し以うに、數十邑の公私の債負は停むるを許されず、補累攤徵されるに至り、加あるも減なし。遂に家をして積欠を傳えしめ、戸率催足、子孫に延及し、例として放免なし。云々。⁽²⁵⁾

長年にわたって累積した公私の負債に苦しみながら、やがては土地を棄てて流亡せざるを得ないような社會情況が久しい以前から慢性的に繼續しているのである。逃亡して現に同じ郷村にいない戸に對しても依然として課税され、その税額が流亡するまでには至っていない周邊戸に割り當てられることがごく普通に行なわれる。⁽²⁶⁾したがって、公への滯納賦税は必然的に過重となり、厳しい督促に對して、あらゆる所有物を抵當に借金して納税すれば、それによって私の負債が増大するという悪循環が生じることは自明である。一般農民がこのようにして賣却したり質入れした田業居宅を入手しうるのは、在地の富農層であ

ることは、十分に考えられることである。公私の負債にせめられる一般農民は所有地を放棄して流亡するか、あるいは賣却または質入れた相手、ないし在地の有力富農層の下に佃戸的存在として隸屬するか、それ以外に生計を立てる望みはありえない。

廬江は劇部たり。號して理め難しと爲す。強家が田を占め、寔人は告ぐるなし。⁽²⁷⁾ (權載之文集卷三「羅公墓誌銘」)

これは廬州刺史羅珣の廬州での事迹をのべた一部で、徳宗朝中期(八世紀末)の頃のことである。⁽²⁸⁾ 強家による寔家の所有地兼併とは、土豪層による貧農層の吸収を意味するものにほかならず、貧農の隸屬化は進行している。このような情況のより具體的な姿は次の資料に見ることができぬ。

廬州の營田吏施汴、嘗て勢いを持みて民田數十頃を奪う。其の主は退きて其の耕夫と爲り、自ら理すること能わす。⁽²⁹⁾ (稽神錄卷四)

前掲「羅公墓誌銘」での強家は、ここでは營田の吏という胥吏の肩書きをもつ人物として登場し、數十頃にも及ぶ廣大な一般農民の田土を強奪兼併しているのであり、注目すべきことは「其主退爲其耕夫、不能自理」とあるごとく、まさしく隸屬化した多數の農民がそこには存在している事實である。さらに新唐書卷一七七、李翱傳に、

(李)逢吉、更に表して(李翱を)廬州刺史と爲す。時に州は早にして、遂に疫あり。逋捐、路に係り、亡籍せる口四萬。權豪は賤く田屋を市い、厚利を牟^むぼる。而して寔戸なお賦を輸す。云々。⁽³⁰⁾

とあり、四半世紀後の同じく廬州の情況が述べられているが、土豪層の在地支配により一層の進展が見られる。

唐代後半期のかくの如き情況は、陸贄の兩税法の弊害を述べた「賦税を均節にして百姓を恤む六條」に最も簡明に示されている。その第六條「兼并の家の私歛は公税より重きを論ず」の一部を以下に引用すると、

(上略) 今、制度は弛紊し、疆理は壞壞す。人の相呑するを恣まにし、復た畔限なし。富者は地を兼ねること數萬畝なるも、貧者は足を容るるの居なし。強豪に依託して以て私屬と爲り、其の種食を貸り、其の田廬を賃す。終年勞に服して日

として休息することなし。罄しく假る所を輸すも、常に充たざるを患う。田有るの家は坐して租税を食い、貧富の懸絶すなわち斯に至る。厚歛促徵、皆公賦より甚し。今、京畿の内、每田一畝に官税五升、而るに私家の收租、殆んど畝ごとに一石に至る者あり。是れ官税に二十倍するなり。降りて中等に及ぶも、租なお之に半ばす。是れ官税に十倍するなり。夫れ以うに、土地は王者の有する所、耕稼は農夫の爲す所なり。而るに兼并の徒は居然として利を受く。官は其の一を取り、私は其の十を取る。穡人、安んぞ食を足らすを得んや。公廩、安んぞ廣儲を得んや。風俗、安んぞ貪ぼらざるを得んや。財貨、安んぞ壅がらざるを得んや。(下略)(陸宣公翰苑集卷三)

兼併とそれによる隸屬化の現象は前掲の廬州についての二、三の資料で見たとように、單に一地方的なものではなく、廣く一般的な情況であつたことは明らかであろう。さらに時代を下つて唐末に近づくならば、このような情況はより一層進展してゆくのである。李德裕が浙西觀察使であつた穆宗長慶二年(八三二)から文宗太和三年(八二九)までの間の浙西について、次の記載が見える。

郡に渚田千頃あり。蓋し上腴なり。これより先、畝種の人、盡く兼并の家を主とす。(全唐文卷七三一賈餗「贊皇公李德裕德政碑」)千頃にも及ぶ廣大な面積の肥沃な水田が寡占有され、土豪層による兼併行爲と直接耕作者の隸屬化が露骨な形で進行している。本來の所有地を核にしてその周邊へと擴大してゆく兼併行爲について當時の詩のなかから一例をひろつてみよう。

多置莊田廣修宅。多く莊田を置し廣く宅を修む。
四隣買盡猶嫌窄。四隣買い盡しなお窄きを嫌う。

雕墻峻宇無歇時。墻を雕み宇を峻くすること歇む時なし。

幾日能爲宅中客。幾日の日か能く宅中の客とならん。

造作莊田猶未已。莊田を造作することなお未だ已まず。

堂上哭聲身已死。堂上に哭聲して身は已に死す。

哭人盡是分錢人。哭する人は盡くこれ錢を分ちし人にして、

口哭元來心裏喜。口に哭くもじつは心裏に喜ぶ。⁽³³⁾（雲溪友議卷一二）

ここにはたえず四隣へ自己擴大してゆこうとする典型的な兼併行爲が如實に示されている。

三 權力機構への接近

前章では在地での土地所有關係において土豪的存在の成長する姿を考察した。本章では前掲太平廣記「孟簡」の條より抽出した第二・第三點について考えてみたい。それは土豪が以前にその居住縣の官を経験したことがあり、そして前任縣尉と淺からぬつながりを有していたということであった。換言すれば、土豪層が權力機構といかに主體的に關係してゆくかを考えてみたい。

「孟簡」と類似の例として次の記事がある。

崔立、雒縣^(令)と爲る。豪族陳氏あり。縣の錄事たり。家業殷富にして子弟また多し。（中略）其の資産を計るに、當縣一年の稅租に充つるに足る。云々。⁽³⁴⁾（封氏聞見記卷九「除蠹」）

この漢州雒縣の非常に富裕な、すなわち、縣の年間稅收入にも相當する資産を有する豪族陳氏は縣の錄事⁽³⁵⁾となっている。そして縣衙の實務部門を徐々に私物化しつつ、自己利益の擴大擁護を圖っている。土豪層はまず在地の縣衙の下級官吏となることによつて、在地に密着した自己の利害の侵害を防止しようとする。通鑑卷二二二、肅宗寶應元年（七六二）建寅月の條には、
祖庸使元載、江・淮は兵荒を經と雖も、其の民は諸道に比べなお贖産有るを以て、乃ち籍を按じ八年の租調の違負及び逋逃せる者を擧げて、其の大數を計りて之を徵す。豪吏を擇びて縣令と爲し、而して之を督せしむ。（中略）之を白著と謂う。⁽³⁶⁾
云々。

といい、税外の横取、すなわち白著の強行⁽³⁷⁾を記したこの文のうちに見える豪吏は、里胥・郷胥などと呼ばれるところの州縣の胥吏的存在と化した土象層と見なしうるべきものであり、それは、

且つ里胥なる者はみな郷縣の豪吏にして、族系相依る。⁽³⁸⁾（唐語林卷一政事上）

という記事に照應するであろう。白著強行の直後、永泰元年（七六五）七月には、

百姓の、本貫の州縣官及び本貫の隣縣官に任ずるを許さず。⁽³⁹⁾（冊府元龜卷六三〇銓選部條制二）

との禁令が出されている。このように土豪層が本貫地、及び隣接地で州縣官となることを早くも三年後に禁じていることは、この傾向が少なからず進行していたことを物語っている。しかしながら、以上の資料に見るかぎり、九世紀初頭以前のこの時期においては、土豪層の権力機構への接近の仕方はまだ多分に非主體的、寄生的である。白著強行の際に豪吏と呼ばれる土豪的存在が縣令となつている事例も、権力の收奪の對象が土豪層をも含めた「百姓」であるにもかかわらず、特定の土豪が権力の側の白著強行に加擔していることは、一般の土豪層の利害においては敵對行爲であり、権力への強い寄生度も、土豪層の未成熟と無關係ではあり得ないであろう。唐語林の前掲記事に續けて、

老にして狡黠なる者を杖殺すること一番、其の後、補署するに悉く年少なる者を用うれば、身を惜みて家を保ち、敢えて惡を爲さず。⁽⁴⁰⁾

とある文は、土豪を構成する一族の中心的存在、つまりその家父長を抹殺して若年者を用うれば、かれらは一族を維持するために保身に汲々とならざるを得ず、あえて反抗せずして、かれらの統御が容易になるということを示している。當時の土豪層が郷村においていまだ確固たる地盤を築き得ず、家父長に對する彈壓のみで、その一族の存在基盤が危うくなるというような未成熟段階にあつたということである。在地での土豪層が郷村の如き地域共同體でその勢力をいかに伸張擴大しても、その限りではかれらは権力の側にとってはあくまでも收奪の對象としての「百姓」にしかすぎないのであり、そのために土豪層は既成の権力機構に自ら進出することによって、その對象外へ脱しようとする。唐朝の支配が地方郷村への浸透度を後退させてゆ

く過程で、土豪層の權力機構への主體的な接近は、かれらが地方鄉村社會で築き上げてきた支配を私的なものから、より公的な性格のものへと高めようとする必然的な方向であると言える。

河陽城の南、百姓王氏の莊に小池あり。池邊に巨柳數株。開成末（九世紀中葉）、葉が池中に落ち、旋り化して魚となる。大
小は葉のごとし。之を食うも味なし。冬に至りて、其の家に官事あり。⁽⁴⁾（西陽雜俎卷四）

この簡単な記事から、莊園所有者である「百姓」の官僚化をうかがうことができる。「官事あり」というのは科擧合格者がその一族から出たものと解せられよう。士人層と明確に區別された「百姓」のうちから官となるものが生れてくるという事實は、特に注目し値いする。官僚となるための試験、すなわち科擧に合格するためには幼時より難解な古典の勉學に専念しなければ、とうてい合格の望みはなく、その勉學のための時間的、經濟的餘裕が科擧に應じようとするものにとつては、少なくとも必要條件となることはいうまでもないが、⁽⁴²⁾一般人民のなかでこの條件を満たすものはまず土豪層であろう。唐摭言卷八「賢妻の激勸を以て（科擧合格を）得る者」の條に、

彭仇と湛賁は俱に袁州宜春の人なり。仇の妻はすなわち湛の姨なり。仇が進士に擧げられ擢第せらるるに、湛はなお縣吏たり。妻の族、ために賀宴を置す。皆官人、名士なり。仇は席の右に居る。一座盡く傾く。湛至る。後閣で飯せんことを命ぜらる。湛、難色なし。其の妻は忿然としてこれを責めて曰く、「男子自ら勵むあたわずして、窘辱せらるること此くの如し。復た何爲れぞ容さるるや」と。湛はその言に感じ、孜孜として業を學び、未だ數載ならずして、一擧にして登第す。⁽⁴³⁾云々。

とあり、同書卷八「郷人に輕視されて得る者」の條には、
許棠、宣州涇縣の人なり。早くより舉業を修む。郷人の汪遵なる者、幼くして小吏と爲る。棠の三十餘擧に應ずるにおよぶも、遵はなお胥徒に在り。然るに、善く歌詩を爲るも、深く晦密す。一旦、役を辭して貢に就く。⁽⁴⁴⁾（中略）後、遵が名を成すこと五年にして、棠は始めて及第す。

とあるように、縣吏や胥徒から科擧合格者が出現していることは、胥吏的存在の官僚化という現象面の背景に、土豪層を中心

とした「百姓」のうちの上層部の經濟力が上昇し、かれらが權力機構へ積極的な姿勢で進出しようとする意圖があつたことを裏づけるものである。胥吏から科擧に應じて官僚となる傾向は唐末をまつまでもなく、すでに九世紀はじめの憲宗元和年間の頃から明らかに見られる。

元和二年（八〇七）十二月、勅すらく、今より已後、州府の送る所の進士、もし跡が疏狂に涉り、兼ねて禮教を虧き、或は曾て州府の小吏に任せられ、一事の清流に合せざる者あらば、いささか辭藝ありと雖も、並びに申送するを得ず。⁽⁴⁶⁾（唐會要

卷七六貢擧中進士の條）

すなわち、州から中央禮部に送られる段階で、州縣の胥吏を含めて流外官の入流を厳しく禁じている事實は、州試において胥吏的存在の合格者が多くいたことを示すものにほかならない。とりわけ、嶺南等の州縣官は四年に一度、選補使が派遣され、現地で選拔任命する南選の制⁽⁴⁶⁾が行なわれていたが、選補使の派遣はしばしば中斷され、その間に胥吏の州縣官化は大いに進展することになった。文宗開成四年（八三九）正月に嶺南五管及び黔中道の選補使は更に五年間停罷せよとの詔に對して、次のような意見があつた。

一方の政をして其の人を得せしむれば、則ち一境の人、其の福を受く。いやしくも其の人に非ざれば、則ち假攝の官は皆里人に授けらる。胥賈の賄を用いて本州の令・録を假せられんことを求め、云々。⁽⁴⁷⁾（冊府元龜卷六三二銓選部條制三）
さらに韓偓が桂管觀察使であつた開成初年頃のこととして、

たまたま春服使至る。郷に豪猾あり。厚く使者に進賄し、縣令と爲さんことを求む。⁽⁴⁸⁾（新唐書卷一一八韓忠復傳）
とあり、そしてまた、この直後である武宗會昌五年（八四五）正月の赦文にも、

比來、山劍湖嶺の間、（中略）縣佐率ね是れ諸曹の胥徒にして、年滿つれば則ち授けらる。⁽⁴⁹⁾（文苑英華卷四二九）
という。これらの諸資料より、胥吏的存在から州縣官となつてゆく傾向が明確に存在していることを知る。冊府元龜引用中に見える「胥賈」は新唐書の「豪猾」という表現と考えあわせるならば、その商人的性格をうかがわせはするものの、やはり土

豪的存在と考えられる者である。

四 科擧制度と官僚化の志向

州縣段階で胥吏的存在が合格して、上級の禮部試への受験資格を得るものが多くなってゆく點に關して、科擧という官僚登用のための選舉制度の面から、より具體的に考えてみたい。

文宗の太和元年（八二七）十月、中書門下は次の上奏をたてまつた。

凡そ未だ出身あらず、未だ官あらずるもので、もし文學あらば、ただまきに禮部に於て擧に應ずべし。出身あり、官あるもの、はじめて吏部に於て科目の選に赴くべし。近年以來、格文差誤し、多く自身及び散試官に用いられて、并せて郷貢と稱する者、並びに科目の選に赴くあり。注擬の時に及びて、即ち妄りに資次を論ず。⁽²⁰⁾（唐會要卷七七）

禮部試を経て、それに合格すれば與えられる資格である出身授官を有せずして、郷貢の資格のみで直ちに吏部選に赴く者が多いという選舉制度の紊亂を述べたものであるが、郷貢と稱する者の出現は注目すべきである。

郷貢とは、唐代科擧に應じるために必要な資格の一つである。國子學以下の六學および弘文館等の中央の學館出身者を生徒と稱して應擧資格が與えられるのに對して、これら六學、學館によらずに州縣に直接出願し、州縣の長官の推薦で中央に至るのが郷貢である。⁽²¹⁾ 唐摭言卷一、郷貢の條には、

有唐貞元已前、兩監の外、また頗る郡府の學生を重んず。然れども、その時、また郷里の升す所に由りて直ちに監生に補すのみ。爾後、膏梁の族は率ね學校を以て鄙事と爲す。郷貢の若きは、蓋し名を假りて貢に就くのみ。⁽²²⁾

という。貞元（七八五～八〇四）以後になると、郷貢というものは、いわゆる「膏梁之族」が科擧に應じるための手段として、單なる名目的な資格に墮してしまっていることが述べられている。かくして禮部の試を経て正式に出身授官の肩書を得るのでは

なく、州縣段階での試験合格者である郷貢進士、郷貢明經等の肩書のみで官僚、とくに州縣の官となる傾向が著しくなってくる。

會昌五年（八四五）正月の南郊赦文にいう。

近日、諸道の官を奏すること、其の數至つて廣し。惟に選部を侵すあるのみならず、實にまた頗る倖門を啓く。向後、淮南兩浙宜鄂洪潭荆襄等の道、並びに更に奏請あるを得ず。⁽⁵³⁾（文苑英華卷四二九）

これは、藩鎮が幕職官、州縣官を自らの裁量で任命して、中央政府の事後承認を求めることが一般的に行なわれていることを示したものであり、いわゆる藩鎮による辟召である。

では辟召されるのはどのような人物であるのか。同じ會昌五年六月に出された勅には次のようにある。

諸道の奏する所の幕府及び州縣の官、近日、郷貢進士の奏請多し。此の事すでに曾て釐革せり。まさに因循すべからず。

且つ出身なくして何の名もて入仕するや。今より以後、更に此くの如きを許すを得ず。仍りて永く定例と爲せ。⁽⁵⁴⁾（唐會要卷

七九諸使雜錄下）

藩鎮による辟召のうちに、郷貢進士と稱する者の存在が大きな割合を占めていることを知ることができる。このような藩鎮による幕僚、さらにはその支配地域の州縣の官の辟召は、選舉制度の切り崩しを意味するのみでなく、それに支えられた唐朝官僚體制にとつても大きな脅威であった。そして、正規の選舉による官僚登用のルートから締め出された者たちが、郷貢進士等の資格で藩鎮體制内部に積極的に進出してゆくことになる。むしろ、このような辟召に應じる者には吏部選を経て正式に任官する以前の禮部試合格者が多いという風潮はあったが、⁽⁵⁵⁾數の上で壓倒的多數を占め、かつその實務部分に關與してゆくのは、會要にも見えるとおり、郷貢進士等と稱する一群の禮部選の落第者たちであった。⁽⁵⁶⁾これら郷貢進士等の進出の背景には、従來の官僚貴族層、すなわち士人層にとつて代つて、「膏粱之族」と呼ばれるような經濟的基盤をもった新たな社會階層、すなわち土豪層をその上層部とするいわゆる庶人層が大きく社會的勢力として擡頭して、特に藩鎮體制の強化に大きな役割を果たし

つつあることを認めねばならない。學館出身の生徒、及び郷貢という二つの常時的な官僚採用ルートのうち、前者は既成の官僚貴族群の子弟にのみ門戸が開かれていたのに對し、後者は制度上ではあくまでも官品の有無に關係なく、有能な人才を採用する目的のために、士人層に限らず一般に解放されていた。しかし、現實に科擧に應じることができるとは、唐代初期においては前代以來の門閥貴族層、そして武周期の濫官政策の過程で新しく構成されてきた新興の官僚層等によつてその大半は占められ、必ずしも一般「百姓」が自由に應じることのできるものではなかつた。現實に存在するこのような制約に大きな變化をもたらしたのは、安史の亂を直接の契機として顯著となつた士人層の没落化傾向、つまり、かれらが本貫地から流離し、他地方へ寄住するという傾向にもとづくものであり、同時に唐代後半期において經濟的、時間的餘裕をもつ廣汎な在地土豪勢力が成長してきたことによる。

洋州刺史趙匡の擧選議の中に列擧されている選人條例の一には次のようにいう。

兵興以來、士人多く郷土を去る。既に難を避くるに因つて、所在に寄居す。必ず才能を網羅せんと欲すれば、隔年に必ず試せられよ。本貫に歸せしむれば、弊を爲すこと更に深し。其れ諸色の擧選人は、並びに請うらくは、所在の寄莊住處にて狀を投じ試を請うを准されよ。⁽⁵⁷⁾ (通典卷十七擧五)

と。士人層の把握は唐朝權力にとつては官僚豫備軍の確保という意味において重大な問題であり、趙匡の議論は、本貫地を離れた士人層をあえて本貫地に歸らせれば混亂が大きいとし、寄住現地の州縣から郷貢に應じることが許すべきだといふのである。元和三年(八〇八)の皇甫湜の前掲「對賢良方正直言極諫策」にも全く同じ議論が見えている。⁽⁵⁸⁾ 既成の官僚體制を維持するために、本貫地を離れて復貫を望まぬ士人に對しては、その現住する他郷への土着を容認し、そうすることによつて可能な限り確實にかれら士人層を把握することが必要とされるほど、士人層の本貫地からの流離とそれにもなう他郷での寄住が一般的になりつつあつた。この現象は唐末に向つてますます顯著になってゆき、唐朝權力の意圖する士人層の明確な把握はいよいよ困難となつてゆかざるをえない。武宗會昌四年(八四四)十月の中書門下の奏に、

朝廷、文學の科を設け、以て髦俊を求む。臺閣の清選、茲に繇らざるはなし。近ごろ實を覈すも郷閭に在らず、名に趨りて頗る非類に雜わるに緣り、跋扈の地、情計交通する有るを致す。將に化源を澄まさんとすれば、明憲を擧ぐるに在り。

臣等商量すらく、今日以後、擧人は禮部に於て家狀を納めて後、望むらくは、前に依りて三人自ら相保せしめよ。其れ衣冠は則ち親姻故舊の久しく遊處を同じくするを以て、其れ江湖の士あらば、則ち封壤接近し、素より諳知する所の者を以て保と爲さしめよ。如し孝弟の行を缺き、朋黨の勢に資し、跡の邪徑に繇り、言の多端に渉る者あらば、並びに就試の限りに在らず。⁵⁹⁾ (冊府元龜卷六四一貢舉部條制三)

と見えている記載は、權力の側にとっては好ましからざる存在である「非類」と士人層との雜居情況を述べたものである。この士人とは本貫地を離れて他地方に寄住している士人層を意味することは明らかである。また、「非類」と表現されているものは、士人層と峻別されるべき庶人階層、とりわけ科擧に應じて官僚化への道を志向している層が含まれていると考えられる。禮部に家狀を提出させるのは、州試段階ではもはやその選別が十分になされていないからにはかならない。それどころか、士人層識別のために、家狀の提出のみでは信用しがたいとして、その身分を證するに足る保證人を立てさせることまでもが論議されたのである。このような情況に對して、いかなる對策がなされたかという点、翌會昌五年の赦で、科擧志願者で首都に寄住するものは太學に、地方の寄住者はそれぞれの現住する州縣の官學に所屬させようとするものであった。

應ゆる公卿百寮の子弟及び京畿内の士人の寄客して明經進士の業を修むる者は、並びに名を太學に隸せしめよ。(中略) 其の外、寄居し及び土著の人の進士明經の業を修むる者は、並びに名を所在の官學に隸せしめよ。⁶⁰⁾ (文苑英華卷四一九「會昌五年

正月三日南郊赦文)

ここでいう「士人」、「土著人」のうちに士人層以外の庶人層が含まれていると推察するのは、既述してきたように、寄住した士人層と庶人層の雜居狀態から考えれば十分にありうるものと考えられよう。制度上においては、官品の有無にかかわりなく科擧の郷貢コースを受験するための道が開かれ、官僚となることは可能であったにもかかわらず、現實の選舉制度の運営

においては、唐朝の意圖するところは、あくまでも既成の官僚貴族層による官僚体制の維持であり、士人層の内から選抜することであった。しかし、「土着人」がもはや従來の士人層以外の一般民を含むものとなった現實を前にして、そのような存在を容認しつつ、かれらをも州縣の官學に入れて、縣↓州↓禮部という郷貢による正規のルート堅持することによって選舉制度を維持し、そして官僚体制のうちに組み入れようとするものであった。このことは、同時に前掲會要の會昌五年六月の勅に見えるような藩鎮による郷貢進士の辟召、そして幕職官、あるいは支配下の州縣官への任命という情勢に對處しようとするものであった。郷貢進士、郷貢明經等は禮部試を受けるために必要な資格にすぎず、州縣の科舉試験に合格し、州縣長官の中央禮部への推薦を得た段階で與えられるものである。したがって、禮部試合格者に與えられるいわゆる出身授官の肩書は、いふまでもなくいまだなく、その資格のみでは正規の官となることは不可能であった。それにもかかわらず、郷貢進士等の資格で藩鎮の辟召に積極的に應じる者が多いということは、藩鎮体制の支配機構の整備強化を意味するだけでなく、中央集権化された官僚登用制度のもとに王朝の一つの權威を保持してきた唐朝權力の基盤さえも崩壞の危機にさらされていたことを意味するといつても過言ではないであろう。それ故に士人層と庶人層との峻別がもはやこれまでのような判斷基準では不可能であることを認め、士人層以外の庶人層をも含めて、科舉志願者を正規の郷貢ルートによって自己の權力機構内部に組み入れようとするための、やむをえぬ妥協策が講じられたのである。

五 科舉應試の意味

一般庶人層の科舉應試への志向がなぜこのように積極的なものとなってきたのか。科舉合格による官僚化がかれらにどのような主體的な意味をもっていたのか。本章ではこれらの點に論及してみたい。

前掲太平廣記一七二「孟簡」に見える土豪が、前縣尉に對して在任中と退官後とは異つた態度をとつてゐること、また同

書卷三八四「朱同」には、縣令の子息に對する里正の態度が、縣令の死後にがらりと豹變したという話を載せていること、これらは權力を背景とした官の權威をうかがわせるに十分である。庶人層、とりわけ在地の郷村支配を強化しようとする土豪層が、その支配を私的なものから公的なものへ高めようと志向するとき、このような權威を必要としたことがまず考えられよう。すなわち、自らが既成の權威の翼下に入りこむことによって、權力の側の收奪の對象である「百姓」の範疇から脱するのである。會昌二年四月（八四二）二十三日の「上尊號赦文」に、

天下の州縣の豪宿の家、皆、名は倉場・鹽院に屬し、以て徭役を避く。或は條法に違犯する有るも、州縣は敢えて追呼せず。此を以て富屋は皆、倖門に趨く。⁽⁶³⁾（文苑英華卷四二三）

とあるように、權力に寄生することも一つの傾向として廣く存在した方法であった。それとともに、より積極的に自らが官となり、それによって合法的に差役等の諸收奪免除の特權を獲得しようとする傾向が一方にはあった。武宗會昌五年の正月三日の「南郊赦文」はその具體的な姿をしのばせる記事を含むものである。

或は、本州の百姓子弟、纔かに一官に霑うや、官の滿つる後に及び、隣州に移住し、兼ねて諸軍・諸使に於て職に假せられ、便ち衣冠戸と稱す。廣く資産を置し、税を輸すること全く軽く、便ち諸色の差役を免がる。其の本郷の家業は、漸く自ら典賣し、以て戸籍を破る。ゆえに正税の百姓は日ごとに減じ、州縣の色役は漸く少なし。今より已後、江淮の百姓は、前進士及び登科して名聞ある者にあらざれば、たとえ官に因りて職を罷め、別州に居りて寄住するも、また衣冠戸たりと稱せざれ。其の差科色役は、並びに當處の百姓の流例と同じく處分せよ。⁽⁶⁴⁾（文苑英華四二九）

「百姓子弟」が州縣の下級官となり、退官するや、衣冠戸と稱して本貫地の資産を賣ったり質入れし、隣接する地に居を移してその地に恐らくは田地を主とする新たな資産を買い入れ、かつ差役等の一般「百姓」に義務づけられた負擔を公然と避けられていることを知る。「百姓子弟」とは、もはや既成の士人層でないことは明らかである。藩鎮の辟召に應じ、幕職官、州縣官となる郷貢進士等の資格しかもたないような科擧落第者と重複する存在と見ることは十分に可能といわなければならない。唐

朝權力が「前進士及登科有名聞者」⁽⁶⁵⁾以外は衣冠戸と認めないとして、既成士人層の把握に懸命に努力しても、この時期、すなわち九世紀中葉においては、差役免除の特権を有する衣冠戸を詐稱することによって、收奪を逃れようとする新興社會階層の擡頭は、唐朝權力にとって、もはやいかんともしがたい社會的趨勢となっていた。藩鎮の存在は郷貢進士等の資格のみでも、その辟召に應じることによって、州縣官となる道を開いていたのである。唐朝權力が禮部試合格者に限定している徭役免除の特権は、未資格者である郷貢進士等によって侵害されてきたのである。

この情況は時代を下れば一層具體的に確認することができる。僖宗乾符二年（八七五）正月七日の「南郊赦文」に、所在の州縣、前資寄住にして、實に是れ衣冠たるを除くの外、便ち各おの攝官の文牒及び軍職の賂遺をもつて、科差を全免せらるるは、多く是れ豪富の家にして、貧下を苦しめるを致す。會昌中の勅に準じ、家に進士及第あらば、はじめて差役を免じ、其餘はただ一身を庇するのみ。就中、江南の富人は多く一武官にして便ち一戸を庇せられ、貧者をしていよいよ更に流亡せしむるを致す。⁽⁶⁶⁾（唐大詔令集卷七二）

とあるのがそれである。會昌中の勅とあるのは、前掲會昌五年正月の赦文を指すであろう。ここでは徭役免除の特権を有するとして「前進士及び登科して名聞ある者」と表現されているものが、より具體的に「進士及第者は（二門の）差役を免除し、その餘（の雜科の及第者）は本人の差役のみを免除する」と記されている。さらに、同じ僖宗朝の楊夔は、黃巢の亂平定直後に記した「宮闕を復して後、執政に上すの書」において、

蓋し、州縣に僑寓する者、或は前資⁽⁶⁷⁾と稱し、或は衣冠と稱す。既に是れ寄住するなれば、例として徭役なし。且つ、勅に進士及第は一門の差徭を許免し、其餘の雜科⁽⁶⁸⁾は、一身を免ずるに止むるのみと有り。今、僥倖の輩有り。たまたま微官を忝くし、便ち故地に住む。既に「前に曾て州縣に守官たり」と云えば、須らく事體を存すべし。厭くなき輩は、唯に自ら庄田を置すのみならず、抑も亦、廣く物産を占む。⁽⁶⁹⁾云々。（文苑英華卷六六九）

と述べている。これは一讀すれば明らかなように、前掲の會昌五年および乾符二年に見た差役忌避の情況と同じものである。

これらの事實は、概して寄住者が權勢家に影占されて私的從屬關係を結び、差役を逃れていたものと解釋されているが、そのような寄生的側面の強調による理解では、十分ではあるまい。なぜならば、ここに列擧して考察してきた三資料に共通して見えるように、科擧合格者は差役免除の特權をもつことが看過されているからである。科擧合格者以外の者が衣冠戸と稱して差役忌避することに對して、なぜにこのように頻繁に禁令が出されねばならなかったのか。富家等と表現される存在が郷貢進士等の資格で州縣官となり、退官後にその地あるいは隣接する地に住みつき、官であったという既成の事實、すなわち前資を利用し、さらには差役免除のある進士及第等の資格を詐稱して衣冠戸を自稱するということ、換言すれば、一般の「百姓」が士人層的存在へと變質している事實がはつきりと確認される現實があるからである。九世紀中葉以後においては、士人層を進士及第者等の科擧合格者という範圍でしか把握し得なくなる原因の一つは、既成の人士層が本貫地を離れて各地に寄住してゆく情勢の顯在化に求められるが、このような把握の仕方すら、もはや現實的には實效あるものではなくなり、富豪、土豪と稱せられる一般の「百姓」の上層階級は、衣冠戸すなわち士人層と判別することが困難なまでに成長し、變貌しているのである。

六 士庶混同と新しい士人的タイプの析出

安史の亂を大きな契機として従來の士人層が本貫地から離れて各地に移住し、唐朝權力による士人層把握が不可能になってゆく唐末への過程で、在地土豪層と士人層、州縣官化した庶人層の寄住と在地との關係について考えてみたい。すなわち、前掲太平廣記卷一七二「孟簡」より抽出した第三點とかかわるものである。

北夢瑣言卷三に、

唐の李當尙書が南梁に鎮せし日、境内に多く朝士の莊産有り。子孫が其の間に僑寓す。云々。

という。その時期は李當が山南西道節度使であった懿宗咸通九年から十一年(八六八〜七〇)の間のことである。⁽⁷⁾京畿と四川を結

ぶ駱谷路・褒斜路・庫谷路・子午谷路・大散關路の主要な五つの交通路は、すべてこの山南西道の地を經由しており、唐末においても比較的よく整備されていた。⁽⁷⁴⁾ 安史の亂を避けて玄宗が四川に蒙塵した時には最も西よりの大散關路を通過しているし、⁽⁷⁵⁾ 徳宗が朱泚の亂に際して、奉天(陝西省乾縣)に置いた行在を、短期間ではあるが、山南西道の鎮所であり、駱谷路・褒斜路の合する要衝である梁州興元府に移したこともあった。⁽⁷⁶⁾ したがって、それらの時に扈從した多數の官僚貴族群がこの地に土地經營を行なったことは、十分に想像される。それにもまして、關中と近接する地理的條件によって、多くの「朝士」、すなわち、中央官僚貴族の莊園が存在していた。李當が節度使となった九世紀中頃には、このような「朝士」の子孫たちはその地に土着する傾向を強めていた。ここに見た北夢瑣言の例は、京畿に近接する地域で、しかも中央官僚貴族層の子孫についてのものであるが、そのような特定の地域、あるいは高級官僚に限定して考える必要はない。唐會要卷六八、刺史上には、

(元和)十二年(八一七)四月、勅すらく、(中略)本任替を得たる後、遂に當處に於て百姓の莊園・舍宅を置す。或は替代の情弊に因りて、便ち正額の兩税を破除し、差科を出さず。今より已後、此の色は並びに勅して元額に依りて税を輸せしめよ。⁽⁷⁷⁾

とあり、刺史が轉任に際して、その地で一般農民の土地屋敷を買い入れる事實が存在していることを知る。さらに、二年後の元和十四年にも全く同じ内容の禁令が出されている⁽⁷⁸⁾ ということは、その傾向の小さくないことを示している。この傾向については「當時、朋黨・冗官・淘汰等により官途は漸次狹隘化しつつあり、従つて地方における中・下級官僚層はその志を容易に果し得ない」という政治の動向を無視することはできないが、同時に、本貫地を喪失した士人層の寄住地における經濟基盤再建の意圖をも見落してはならないであろう。太平廣記卷三八一「鄧成」の條に、鄧成という者が死んで地獄に至り、そこで彼の住んでいた州の刺史黃麟に出會う。刺史は今では地獄の判官となっている。連日のように繰返し加えられる地獄の責苦からのがれるために、現世の家族が功德を積んで自分を救うようにとの傳言を鄧成に託す。鄧成は再生を許されたからである。その刺史の鄧成への言葉のなかに次のような言が見える。

吾黃麟先⁽⁷⁹⁾に官料をもつて一莊子を置得せり。今、此をもつて經佛を造れ。云々。⁽⁸⁰⁾

刺史がその俸給で莊園を買い入れたというこの話は、前掲會要で見た社會的情況を考慮するならば、地獄で云々ということとはともかくも、當時の地方官僚の寄住、土着化の姿を髣髴させるものである。趙匡による舉選議(通典卷一七)、皇甫湜「賢良方正直言極諫策」への「對」(皇甫持正集卷三)、そして會昌四年十月の中書門下の奏(冊府元龜卷六四一)によつてすでに見てきたように、士人層が本貫地から離れて寄住土着化する傾向と同じ流れのなかで考えるべきものである。そのことと密接に關連しながら、一般庶人層の積極的な科擧への應試と、郷貢進士など官僚出世コースから疎外された者の激増の事實(84)、その結果、士人層の明確な識別基準が失なわれてしまったこと、すなわち、庶人層から新たに士人的風貌をそなえた社會階層が形成されてきたことが、九世紀以後の大きな社會の變動として注目されねばならない。

このような士人的風貌を身につけ、しかも郷貢進士等で州縣官となり、新しい土地に寄住してゆく存在を、もう少し考えてみたい。

又かつて謂えり。「事を省くは官を省くにしかず。官を省くは吏を省くにしかず。能く冗官を簡にするは、誠に治の本なり」と。すなわち、郡縣の吏凡そ二千餘員を罷めんことを請う。衣冠の去る者皆怨む。(85) (新唐書卷一八〇李德裕傳)

これは州縣吏の整理に際して、衣冠戸で職を追われるものの怨望をかけたことを記したものである。李德裕のこの減官政策の背景には、當時の政界での派閥抗争、いわゆる「牛李の黨争」があることは、まず確認しておかねばならない。(86) しかし、それとともに看過できないのは、官と明確に區別された州縣の吏と、衣冠戸と稱する者とが重複している事實である。この衣冠戸のうちには士人以外のものを含むと考えねばならない。このうちには、州縣の胥吏・佐史となり、さらに科擧官僚への志向を有った庶人層が多くを占めていると考えてよからう。士庶の嚴密な區別は認めがたい情況になっているのである。

既述のように、士人層の移住と土着化が地方社會にもたらした文化的向上、その直接の擔い手である庶人上層部、すなわち在地土豪層の、經濟力を背景とした古典教養の習得はかれらの科擧受験のための條件を満たすものであった。唐摭言卷五「切磋」の項には非常に教養豊かな士人的風貌を思わせる小吏が見えているし、(87) 同書卷十にも、

羅鄴は餘杭の人なり。家は財に富む。父は則ち鹽鐵の小吏たり。子二人有り。俱に文學を以て干進す。鄴は尤も七言詩に長ず。⁽⁸⁸⁾云々。

とあるように、豪富の家で鹽鐵使の胥吏の子息が完全に士人的才能を有していたのである。また、太平廣記卷四〇一「宜春郡民」にも次のように見える。

宜春郡の民の章乙、其の家は孝義を以て聞こゆ。數世分異せず。諸從同爨す。居る所の別墅に亭屋水竹あり。諸子弟は皆好みて善く書を積む。(中略)其の家、今に至るまで巨富。群從子弟婦女、共に五百餘口。毎日三たび食に就き、鼓を聲して堂に升る。江西郡内、富盛なること比ぶる無し。⁽⁸⁹⁾

莊園を經營する「民」一族の生活を描寫したものであるが、土豪的存在であることは明白であらう。一族共に五百餘人というのであるから、當然廣大な土地經營を行なっていると思われる。そして、その生活描寫において、教養を積んでいることが強調されており、ここにも士人的風貌をそなえた庶人層の一例を見ることが出来る。

かれらは州縣の胥吏、あるいは使職、藩鎮配下の胥吏になるとどまらず、科擧による正規の官僚化を志向する。その主目的は禮部試合格者に與えられる徭役免除の特權を得んがためである。しかしながら、州縣の推擧を得て禮部試に應じることができても、そこでの合格は非常に困難であった。したがって、かれらは、郷貢進士などと稱せられる中途半端な肩書しか享受できなかった。それにもかかわらず、このような存在が急激に増加してきたのは、藩鎮勢力がそのような存在をすら自己の權力機構内に吸収する必要に迫られていたからにはほかならない。既成の官僚化コースには絶對にのり得ない疎外された存在としての郷貢進士等の資格をしか有さない者たちが、唐朝權力に對して反體制的存在である藩鎮の辟召に、むしろ積極的に應じてゆくのは、いわば當然のなりゆきであった。そして、その配下の幕職官、州縣官に進出してゆくのである。咸通十一年(八七〇)建立にかかる「新修曲阜縣文宣王廟の記」にはその撰者の肩書を次のように記している。⁽⁹⁰⁾

攝鄆・曹・濮等州館驛巡官郷貢進士賈防。⁽⁹⁰⁾(金石萃編卷一一七)

郷貢進士の資格で幕職官となっている具體的な一例である。このように、かれらは退官後にその前資を最大限に活用し、あるいは進士及第などの資格を詐稱することによって差役免除の特権を利用しつつ、その州縣、または隣接する州縣に寄住土着化して土地經營に専念し、その地の郷村内部に對する影響力を強めてゆく。それは「百姓子弟で微官となると、退官して後には衣冠戸と詐稱して差役をのがれ、本貫地の家産を賣却したり質入れして、任官地においてさかんに資産を買こみ」⁽⁹¹⁾、あるいは「微官となると、その任官地に住みつき、前資を利用し、さらには莊田を買い、廣く物産を占」⁽⁹²⁾めるものにほかならない。かれらは郷村に密着して自成的發展をとげてきた在地土豪層とは異質な、新しい地主的形態を形成するものということができよう。

金石續編卷十一に收める「藥師像讚并序」の末尾にこの碑の建立關係者の姓名を載せているが、それによってこのような新しい地主層とでもいべき存在の郷村での實態の一端をうかがうことができる。まずその序には、

(郭)崧等、火宅の難を思い、依寄する無きを想い、遂に郷人を説諭し、云々。

とあって、建立の由來を記し、次いで建立關係者の姓名をあげている。

奉釋教演化維那郭崧。

虔奉聖旨結邑供養者貳拾有壹人。内五人寄庄河内。處士韋敬 路虔 李德 前滑州白馬縣主簿張瀋 郷貢明經郭崧。

郭宏慶 張實 李文素 已上三人住複背村。

宋惟雅 吳雅 彭宗禮 楊緒 楊文亮 李君和 已上六人住期城村。

潘恭 □□□ 王卅慶 李壽 缺邑名 尋季缺 已上四人(五人?)住潘村。

董師諫 王宗逸 已上 二人住王村。⁽⁹³⁾ (下略)

序に見える「崧等」とは、供養人二十一人中の最初に名をつらねているところの、懷州河内縣に寄莊している五人であり、寄莊である以上、かれらがいわゆる新しい地主的存在と見なし得る者たちである。すなわち、その一人は前の滑州白馬縣の主

簿で、退官して接近する當縣⁽⁹⁴⁾に寄莊している事實は、「或本州百姓子弟、纒露一官、及官滿後、移住隣州云々」⁽⁹⁵⁾（前掲會昌五年「南郊教文」とあるのにまさしく相當するものであり、もう一人は郷貢明經の肩書をもつ人物で、くり返し述べるまでもなく、禮部試落第者である。他の三人は不明であるが、これら五人が寄住地である河内縣の郷村の民を説諭して、以下の十六人の數村にまたがる地域共同體の代表者と目される人物を指導しながら、この碑を建立したのである。庶人層から折出されてきた、このような土人的な性格をもつ新しい社會階層は、科擧官僚とは絶對になり得ない點において、まず唐朝權力の把握しようとする既成の士人層ではない。かつ、在地に密着しながら郷村内部から自成的に成長してきた土豪的存在とその出自を同じくしながらも、すでに異質のものに變化している。彼等は郷貢進士等の資格のみで州縣官となり、官たりし既成事實を強調して前資を呼號し、衣冠戸と稱して收奪を最少限にくいとめつつ、任官地ないしはその隣接地において、本實地の家財を賣却して得た金を資本にして新たに土地を買いあさり、その經營を通してそれら寄住した地域共同體に外部から介入し、そこでの影響力を漸次強めてゆく。しかも、彼等は科擧の郷貢方式による州縣段階での試験には合格して、郷貢進士、郷貢明經等の資格を得るだけの古典的教養を身につけているのである。

唐代後半期、とりわけ九世紀半ば以後から唐末に至る過程の社會階層の著しい流動化のうちから形成されてくるこのような新しい形態の地主的性格をおびた存在は、いわゆる「唐宋の變革」に一つの展望を與えるものではなからうか。

註

- (1) 郷保制度に關しては、「四家爲郷、五郷爲保」（舊唐書職官志）、
 「四家爲郷、五家爲保」（唐六典）、という矛盾する傳載があるため
 にしばしば問題とされてきた。代表的な諸説については、宮川尙志
 「唐五代の村落生活」（『岡山大學法文學部紀要』五一—九五）
 に整理して紹介されている。
- (2) 唐六典卷三戸部。
 百家爲里、五里爲郷、兩京及州縣之郭內、分爲坊、郊外爲村、里及
 村坊、皆有正以司督察。
- (3) 加藤繁「唐宋時代の莊園の組織並びに其の聚落としての發達に就き
 て」（『支那經濟史考證上』所收一九一九）參照。
- (4) 中村治兵衛「唐代の郷—元和郡縣圖志よりみた—」（『鈴木俊教授選
 曆記念東洋史論叢』所收一九六四）參照。
- (5) 通典卷三食貨三郷黨。
 諸里正。縣司選勳官六品以下、白丁清平強幹者充。其次爲坊正。若
 當里無人、聽於比鄰里簡用。其村正取白丁充。無人處里正等並通取

(6) 十八以上中男殘疾等充。
〔通典卷三三職官一五鄉官。〕

大唐凡百戶爲一里。里置正一人。五里爲一鄉。鄉置耆老一人。以耆年平謹者、縣補之。亦曰父老。貞觀九年、每鄉置長一人・佐一人。至十五年省。

(7) 新唐書卷五一食貨志一。

凡里有手實。歲終具民之年與地之闕陬爲鄉帳。鄉成於縣、縣成於州、州成於戶部。

(8) 六典卷三戶部尚書。

每一歲一造計帳。三年一造戶籍。縣以籍成于州、州成于省、戶部總而領焉。

(9) 新唐書卷一一八李渤傳。

(李渤) 上言。渭南長源鄉戶四百。今纔四十。閭鄉戶三千。而今千。它州縣大抵類此。

資治通鑑はこの李渤の上言を元和十四年(八一九)に掲げている。(卷二四一、元和十四年八月戊辰の條)。

(10) 前掲中村論文參照。

(11) 白氏長慶集卷四十六「策林二」内「人之困窮由君主之奢欲」。

蓋以。君之命行於左右。左右頒於方鎮。方鎮布于州牧。州牧達于縣宰。縣宰下於鄉吏。鄉吏傳於村胥。然後至於人焉。

(12) 樊川文集卷十三「與汴州從事書」。

蓋以。承前但有使來即出帖差夫。所由得帖。富豪者終年閑坐。貧下者終日牽船。今即自以板簿在手。輪轉差遣。雖有黠吏。不能用情。

某每任刺史。應是役夫及竹木瓦礫工巧之類。並自置板簿。若要使役。即自檢自差。不下文帖付縣。若下縣後。縣令付案。案司出帖。分付里正。一鄉只要兩夫。事在一鄉。徧着赤帖。懷中藏却。巡門掠歛。

一徧貧者。即被差來。若籍在手中。巡次差遣。不由里胥典正。無因更能用情。云々。

(13) 白氏長慶集卷五十九「錢塘湖石記」。

若歲旱。百姓請水。須令經州陳狀。刺史自便押帖所由。即日與水。若待狀入司。符下縣。縣帖鄉。鄉差所由。動經旬日。雖得水而旱田苗無所及也。云々。

(14) 谷川道雄「均田制の理念と大土地所有」(『東洋史研究』二五—四一九六七) 參照。

(15) 制度的には郷の耆老(父老)は貞觀九年より十五年の間にしか存在しないかのようであるが(注(6)參照)、隋の開皇九年に設けられた郷正の制度(隋書卷二高祖本紀下)が唐初に繼承されていた形跡がある(舊唐書卷六五高士廉傳に見える蜀人の朱桃椎を郷正にしよ

うとした例。これは太平廣記卷二〇二、大唐新語卷十などの野史類にも引かれている)。さらに開元二十九年に望郷と稱せられるものが置かれ、制度上では貞觀年間の郷長とつながるものである。しかし、制度的中絶の間も耆老的存在が郷村内部で果たしていたある種の役割は、一貫して繼續していたものと考えられる。この点については磯波護「唐末五代の變革と官僚制」(『歴史教育』十二—五一九六四) 參照。

耆老的存在のある種の役割とは倫理的な性格が強いということを附記しておく。

(16) 唐國史補卷上。

元結。天寶之亂。自汝墳大率鄉里。南投襄漢。保全者千餘家。金石萃編卷九八元結墓碑には、

及羯胡首亂。逃難于猗玕里洞。因招集鄉里二百餘家。奔襄陽。とあり、安史の亂を避けて南に移住する際に統率した戸數を二百餘家としている。

(17) 皇甫持正文集卷三「對賢良方正直言極諫策」。

乾元以還。版籍斯壞。而所在游寄。莫知所從。伏請。勅天下人士。未歸者一皆復貫。願留者則令着籍。置鄉校縣學州庠。以教訓其子弟。長育其才志。自鄉升之縣。自縣升之州。自州升之禮部。云々。

(18) 太平廣記卷三六九「元無有」。

太平廣記卷三六九「元無有」。

(19)

寶應中。有元無有。當以仲春末。獨行維揚郊野。值日晚。風雨大至。時兵荒後。人戶多逃。遂入路旁空莊。云々。

李公(翼)有故人子弟來投。落拓不事。李公遍問舊時別墅及家童有技者圖書有名者。悉云賣却。李責曰。郎君未官家貧。產業從賣。何至賣及書籍古畫。云々。

これは周愿が江西鹽鐵留後となつて江西に至つた時の話である。李翼が江西觀察使であつたのは、貞元十三年(七七七)永貞元年(八〇五)であるから(吳廷燮『歷代方鎮年表』)、この間に比定できる。太平廣記卷二五一「周愿」と同文であるが、廣記では「河西鹽鐵留後事」に作るが、江西の誤りである。

(20)

太平廣記卷一七二「孟簡」。

故刑部李尚書遜爲浙東觀察使。性仁卹。撫育百姓。抑挫冠冕。有前諸暨縣尉包君者。秩滿。居于縣界。與一土豪百姓來往。其家甚富。每有新味及果實。必送包君。忽妻心腹病。暴至困憊。有人視者。皆曰。此狀中蠱。及問所從來。乃因土豪獻果。妻偶食之。遂得茲病。此家養蠱。前後殺人已多矣。包君曰。爲之奈何。曰。養此毒者。皆能解之。今少府速將夫人詣彼求乞。不然。卽無計矣。包君乃當時雇船攜往。僅百餘里。逾宿方達。其土豪已知。唯恐其毒事露。憤怒頗甚。包君船亦到。先登岸。具衫笏。將祈之。其人已潛伏童僕十餘。候包君到。鞭履柱趨杖。領徒而出。包未及語。詬罵叫呼。遂令拽之於地。以毬杖擊之數十。不勝其困。又令村婦二十餘人。就船拽包君妻出。驗其病狀。以頭掉地。備極恥辱。妻素羸疾。兼有娠。至船而殞。包君聊獲餘命。及却廻。土豪乃疾禱到州。見李公訴之云。縣尉包某倚恃前資。領妻至莊。羅織攪擾。以索錢物。不勝冤憤。李公大怒。當時令人齎枷鎖追。包君纔到。妻尙未殞。方欲待事畢。至州論。忽使急到。遂被荷枷鎖身領去。其日。觀察判官獨孤公臥於廳中睡次。夢一婦人。顏色慘沮。若有所訴者。捧一石硯以獻。獨孤公受之。意頗惻惻。及覺因言於同院。皆異之。遂巡。包君到。李公令獨孤即推

唐代後半における社會變質の一考察

鞠。尋其辯對。包君所居。乃石硯村也。郎驚異良久。引包君入。問其本末。包涕泣具言之。詰其妻形貌年幾。乃郎夢中所見。感憤之甚。不數日。土豪皆款伏。具獄過李公。李公以其不直。遂憑土豪之狀。包君以倚恃前資。擅至百姓莊攪擾。決臂杖十下。土豪以前當縣官。罰二十功。從事賓客。無不陳說。郎亦力爭之。意不能得。包君妻兄在揚州聞之。奔波過浙江。見李公。涕泣論列其妹冤死之狀。李公大怒。以爲客情。決脊杖二十。遞于他界。自淮南無不稱其冤異。郎自此託疾請罷。時孟尚書簡任常州刺史。常與越近。具熟其事。明年。

替李公爲浙東觀察使。乃先以帖。令錄此土豪一門十餘口。到纔數日。李公尙未發。盡斃於州。厚以資幣贈包君。數州之人聞者。莫不慶快矣。舊唐書卷一五五李遜傳に、

(元和初)遷越州刺史兼御史大夫・浙東都團練觀察使。(中略)遜爲政。以均一貧富。扶弱抑強爲己任。故所至稱理。九年。入爲給事中。云々。

同書卷一六三孟簡傳に、

(元和)九年。出爲越州刺史兼御史中丞・浙東觀察使。承李遜抑遏士族。恣縱編戶之後。及簡爲政。一皆反之。云々。

とあり、九世紀初元和の頃の事實に基づいたものと考えられる。廣記の記事と傳とを考へ合せらるれば、前資に倚恃するという寄任者の前縣尉包君は李遜の彈壓の對稱である士人層の範疇に入る。この點は注目されねばならない。

なお、この資料は松井秀一「唐代後半期の江淮について―江賊及び康全泰・裘甫の叛亂を中心として―」(『史學雜誌』六六一―一九五七)、伊藤止彦「唐代後半期の土豪について」(『史潮』九七一―九六六)等で所謂「土豪」の代表例として引用されている。

(21)

日野開三郎「兩稅法の基本的四原則」(『法制史研究』一一―一九六〇)参照。

(22)

中川學「唐代の客戶による逃棄田の保有」(『一橋論叢』五三一―一九六五)参照。

(23) 唐會要卷八五逃戶。

其月(實應元年四月)勅。百姓田地。比者多被殷富之家官吏吞併。所以逃散。莫不由茲。宜委縣令。切加禁止。若界內自有違犯。當倍科責。

(24) 太平廣記卷三三九「羅元則」。

歷陽羅元則。嘗乘舟往廣陵。(中略)鬼愍然謂。君嘗負人否。元則熟思之曰。平生唯有奪同縣張明通十畝田。遂至失業。其人身已死矣。(中略)歲餘。其父使至田中收稻。即固辭之。父怒曰。田家當自力。乃欲偷安甘寢。妄爲妖辭耶。云々。

この記事の年代比定は、この種の資料の常として困難かつあまり意味をもたぬかも知れないが、廣記では大曆三年(七六八)と同五年の話の間に置いている。

(25) 文苑英華卷八七〇李隱「徐襄州碑」。

其三日。軍人百姓窮困者。多投狀陳論。苦於從前債利。蓋以數十邑公私債負不許停。至于補累攤徵。有加無減。遂使家傳積欠。戶率催足。延及子孫。例無放免。云々。

徐襄州、すなわち徐商が山南東道節度使であったのは、大中十年(八五六)〜咸通元年(八六〇)の間である(吳廷燮『歷代方鎮年表』)。

(26) 新唐書卷一一八李渤傳の彼の上疏文、及び全唐文卷七二李渤「請寬渭南攤征逃戶賦稅疏」參照。

權載之集卷二三「唐故太中大夫守太子賓客上柱國襄陽縣開國男賜紫金魚袋羅公墓誌銘并序」

廬江劇部。號爲難理。強家占田。而寡人無告。云々。

全唐文卷四七八楊憑「唐廬州刺史本州團練使羅珣德政碑」にも、廬江之俗。不好學而酷信淫祀。豪家廣占田而不耕。云々。

と同一内容を記しているが、豪家強家による貧民の從屬化をより具體的に見ることが出来る。

(28) 新唐書卷一九七循吏傳內羅珣傳には、

擢廬州刺史。民間病者。捨醫藥禱淫祀。珣下令止之。修學官。政教

簡易。有芝草白雀。淮南節度使杜佑上治狀。

とあって、吳廷燮『歷代方鎮年表』によれば、杜佑の淮南節度使であったのは貞元六年(七九〇)〜十九年(八〇三)の間であり、羅珣の廬州刺史であったのは少なくともこの間のことである。

(29) 稽神錄卷四。

廬州營田史施汴。嘗恃勢奪民田數十頃。其主退爲其耕夫。不能自理。云々。

(30) 新唐書卷一七七李翱傳。

(李)逢吉更表爲廬州刺史。時州旱。遂疫。遭捐係路。亡籍口四萬。權豪賤市田屋。牟厚利。而寡戶仍輸賦。翱下教。使以田占租。無得隱。收豪室稅萬二千緡。貧弱以安。

李翱が廬州刺史であったのは、舊唐書卷一六〇の彼の傳によれば、元和十五年(八二〇)以後、太和元年(八二七)以前の間である。

(31) 陸宣公論苑集卷二二「均節賦稅恤百姓六條」內「其六論兼并之家私斂重於公稅」の條。

(上略)今制度弛紊。疆理隳壞。恣人相吞。無復畔限。富者兼地數萬畝。貧者無容足之居。依託強豪。以爲私屬。貸其種食。質其田廬。終年服勞。無日休息。罄輸所假。常患不充。有田之家。坐食租稅。貧富懸絕。乃至於斯。厚斂促徵。皆甚公賦。今京畿之內。每田一畝。官稅五升。而私家收租。殆有畝至一石者。是二十倍於官稅也。降及中等。租猶半之。是十倍於官稅也。夫以土地王者之所有。耕稼農夫之所爲。而兼并之徒。居然受利。官取其一。私取其十。穡人安得足食。公廩安得廣儲。風俗安得不貪。財貨安得不墮。云々。

(32) 全唐文卷七三一賈餗「贊皇公李德裕德政碑」。

郡有落田千頃。蓋上腴也。先是畝種之人盡主兼并之家。云々。

(33) 雲溪友議の撰者范攄は唐末僖宗朝(九世紀後半)の頃の人である(四庫全書總目提要卷一四〇子部五〇小說家類一)。この詩は彼が一人

の僧から直接聞いたものである。

(34) 封氏聞見記卷九「除蠹」。

崔立一作郡。爲雒縣。有豪族陳氏。爲縣錄事。家業殷富。子弟復多。蜀漢風俗。縣官初臨。豪家必先饋餉。令丞以下皆與之平交。初至。陳氏欲循故事。立逆呵之。絲毫不入。(中略)計其資產。足充富縣一年稅租。云々。

余嘉錫『四庫提要辨證』卷一五子部六の條では、この書を貞元十六年(八〇〇)以前の貞元間に書かれたものとしている。なお、この記事の中略部分に「太守」「采訪(使)」の語が見える。刺史は天寶年間に太守と改稱されるが、雅名としてしばしば太守と表現されるから、これによつて時代比定することは不可能である。一方、采訪處置使の呼稱は、開元二十二年(七三四)に按察使を改稱したもので、至德(七五六〜五七)以後に觀察使と改められる(通典卷三二)。ちなみに吳廷燮の『歷代方鎮年表』内、唐方鎮年表卷六劍南西川の條において采訪(處置)使が見えるのは、開元二十一年、二十二年、二十四年、乾元元年(七五八)である。以上のことから、この話を開元二十二年と至德・乾元の間に比定できよう。

(35) 萬年、長安、河南、洛陽、奉天、太原、晉陽の各縣以外の縣の錄事は全て流外官であり、その職務は「掌受事發辰檢句(當作句檢近齋本)稽失」することであつた(六典卷三〇)。

(36) 通鑑卷二二二肅宗寶應元年建寅月の條。租庸使元載以江淮雖經兵荒。其民比諸道猶有贖產。乃按籍舉八年租調之違負及逋逃者。計其大數而徵之。擇豪吏爲縣令而督之。不問負之有無、贖之高下。察民有粟帛者。發徒圍之。籍其所有而中分之。甚者什取八九。謂之白著。云々。

(37) 白著については、全唐文卷六八四におさめられた陳諫「劉晏論」に次のようにある。
初、州縣取富人督漕輓。謂之船頭。主郵遞。謂之捉驛。稅外橫取。謂之白著。

(38) 唐語林卷一政事上。
韓晉公鎮湖西地。(中略)且里胥者皆鄉縣豪吏。族系相依。杖殺一

唐代後半における社會變質の一考察

番老而狡黠者。其後補署悉用年少。惜身保全、不敢爲惡矣。云々。
韓滉が浙西に鎮したのは大曆十四年(七七九)から貞元三年(七八七)の間である。なお、この記事は德宗が朱泚の亂を避けるため梁州興元府に赴いた興元元年(七八四)の時のことである。

(39) 冊府元龜卷六三〇銓選部條制二。
永泰元年七月詔。不許百姓任本貫州縣官及本貫隣縣官。京兆河南府不在此限。

(40) 注(38)參照。
西陽雜俎卷四物革の條。

(41) 河陽城南。百姓王氏莊有小池。池邊巨柳數株。開成末。葉落池中。旋化爲魚。大小如葉。食之無味。至冬。其家有官事。

(42) 宇都宮清吉「唐代貴人に就いての一考察」『史林』一九一三 一九三四)參照。

(43) 唐撫言卷八「以賢妻激勸而得者」の條。
彭伉・湛貴。俱袁州宜春人。伉妻卽湛姨也。伉學進士擢第。湛猶爲縣吏。妻族爲置賀宴。皆官人名士。伉居席之右。一座盡傾。湛至。命飯於後閣。湛無難色。其妻忿然責之曰。男子不能自勵。寤辱如此。復何爲容。湛感其言。孜孜學業。未數歲一舉登第。

彭伉は貞元七年(七九一)、湛貴は同十二年(七九六)のそれぞれ進士及第である(登科記考卷一二、卷一四)。

(44) 同右書卷八「爲鄉人輕視而得者」の條。
許業。宣州涇縣人。早修學業。鄉人汪遵者。幼爲小吏。泊棠應二十餘舉。遵猶在胥徒。然善爲歌詩。(廣記作絕句詩。而深晦密。一旦。辭役就貢。會棠送客至灞瀆間。忽遇遵於途中。棠詗之曰、汪都都者吏之卑也何事至京。遵對曰。此來就貢。棠怒曰。小吏無禮。而與棠同硯席。棠甚侮之。後遵成名五年。棠始及第。

唐才子傳卷八に汪遵、卷九に許業のことが見えている。許業については新唐書卷一七七、高錢傳にも見える。

ちなみに、汪遵は咸通七年(八六六)の、許業は五年後の同十二年

(45) 唐會要卷七六貢舉中進士の條。
元和二年十二月勅。自今已後。州府所送進士。如跡涉疏狂。兼虧禮

教。或曾任州府小吏。有一事不合清流者。雖薄有辭藝。並不得申送。
云々。

(46) 通典卷一五選舉三。

其黔中嶺南閩中郡縣之官。不由吏部。以京官五品以上一人充使就補。
御史一人監之。四歲一往。謂之南選。

(47) 册府元龜卷六三一銓選部條制三。

(開成) 四年正月吏部奏。嶺南五管及黔中道選補。准元和十年九月
二十九日格。五年一集。至選前一年。南曹先牒五管等道。催案文解。
又准太和五年三月十八日勅權停。令欲准格。簡舉排比。伏請裁下。

詔曰。兩道選補停罷。多時極爲利便。隔年舉奏。撓動遠情。宜更停
年。議者以爲人遠地便。不足爲慮。曾不知舊制無遺於遠。人事可經
久。令一方之政得其人。則一境之人受其福。苟非其人。則假攝之官。
皆授里人。至有胥賈用賄求假本州令錄。哀歎剝下。而又恣其喜怒。
以報己私。自罷選補使。今藩方差官。杼軸之歎。南人益困。

(48) 新唐書卷一一八韓思復傳。

會春服使至。鄉有豪猾。厚進賄使者。求爲縣令。使者請(韓) 欽。
欽許之。既去。召鄉豪。責以撓法。答其背。以令部中。自是豪右畏
戰。

(49) 韓欽が桂管觀察使であつたのは、太和九年(八三五)九月から開成
二年(八三七)三月までの間である(『歴代方鎮年表』内、唐方鎮
年表卷七桂管の條)。

(50) 文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。
比來。山劍湖嶺間。刺史多居周行散位。日久而遷。縣佐率是諸曹胥
徒。年滿則授。云々。

(51) 唐會要卷七七貢舉下科目雜錄。
太和元年十月。中書門下奏。凡未有出身未有官。如有文學。祇合於

禮部應舉。有出身有官。方合於吏部赴科目選。近年以來。格文差誤。
多有白身及用散試官并稱鄉貢者。並赴科目選。及注擬之時。即妄論
資次。云々。

(52) 册府元龜卷六三一銓選部條制三、及び卷六四一貢舉部條制三に同じ。

通典卷一五選舉三。
其不在館學而學者。謂之鄉貢。舊令諸郡雖一二三人之限。而實無常
數。到尚書省。始由戶部集閱。而關於考功課試。可者爲第。

(53) 唐摭言卷一鄉貢の條。

有唐貞元已前。兩監之外。亦頗重郡府學生。然其時亦由鄉里所升直
補監生而已。爾後。膏梁之族。率以學校爲鄙事。若鄉貢。蓋假名就
貢而已。云々。

(54) 文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。

近日。諸道奏官。其數至廣。非惟有侵選部。實亦頗啓倖門。向後。
淮南兩浙宣鄂洪潭荆襄等道。並不得更有奏請。云々。

(55) 唐會要卷七九諸使雜錄下。
(會昌) 五年六月勅。諸道所奏幕府及州縣官。近日多鄉貢進士奏請。
此事已曾釐革。不合因循。且無出身何名入仕。自今以後。不得更許
如此。仍永爲定例。

(56) 礪波護「中世貴族制の崩壞と辟召制—牛李の黨争を手がかりに—」
『東洋史研究』二二—三 一九六三 參照。

通典卷一五選舉三に、
其進士大抵千人得第者百一二。明經倍之得第者十二。
とあり、朱文公校昌黎先生文集卷三七「論今年權停舉選狀」には、
今京師之人。不啻百萬。都計學者。不過五七千人。云々。

(57) とあつて、毎年、いかに多數の禮部試落第者が生み出されるかがわ
かろう。
通典卷一七選舉五選人條例。

兵興以來。士人多去鄉土。旣因避難。所在寄居。必欲網羅才能。隔
年先試。令歸本貫。爲弊更深。其諸色舉選人。並請准所在寄莊住處

投狀請試。云々。

(58) 注(17)参照。

(59) 册府元龜卷六四一貢舉部條制三。

(會昌四年)十月。中書門下奏。朝廷設文學之科。以求髦俊。臺閣清選。莫不繇茲。近緣覈實不在於鄉閭。趨名頗難於非類。致有跋扈之地情計交通。將澄化源。在學明憲。臣等商量。今日以後。舉人於禮部納家狀後。望依前三人自相保。其衣冠則以親姻故舊久同遊處。其有江湖之士則以封壤接近素所諸知者爲保。如有缺孝弟之行。資朋黨之勢。跡繇邪徑。言涉多端者。並不在就試之限。云々。
唐會要卷七六貢舉中進士の條では「文宗開成元年二年三年。並高錯知貢舉。云々。」の記載にすぐ續けて、この引用箇所「其年十月。中書門下奏。云々。」とあり、年次は不明瞭である。今は册府元龜に從う。

(60) 文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。

應公卿百寮子弟及京畿內士人客客修明經進士業者。並隸名太學。
(中略) 其外寄居及土著人修進士明經業者。並隸名所在官學。云々。
唐撫言卷一「會昌五年舉格節文」及び「兩監」の條にこの勅が簡略な形で見えている。「京畿內士人」は「土人」の誤りの可能性がある。但し、北平圖書館藏明鈔本文苑英華は「土人」に作る。

(61) 注(20)参照。

(62) 太平廣記卷三八四「朱同」。

朱同者。年十五時。其父爲嬰陶(趙州寧晉縣)令。暇日出門。忽見素所識里正二人云。判官令追。倉卒隨去。出嬰陶城。行可五十里。見十餘人臨河飲酒。二里正並入廳坐。立同於後。同大怒。罵云。何物里正。敢作如此事。里正云。郎君已死。何故猶作生時氣色。同悲淚久之。云々。

(63) 文苑英華卷四二三「會昌二年四月二十三日上尊號赦文」。

度支鹽鐵戶部諸色所由。茶油鹽商人。準勅。例條免戶內差役。天下州縣豪宿之家。皆名屬倉場鹽院。以避徭役。或有違犯條法。州縣不

唐代後半における社會變質の一考察

敢追呼。以此富屋皆趨伴門。貧者偏當使役。其中亦有影庇。其疑作眞僞難分。

(64) 文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。

或本州百姓子弟。纔霑一官。及官滿後。移任隣州。兼於諸軍諸使假職。便稱衣冠戶。廣置資產。輸稅全輕。便免諸色差役。其本鄉家業。漸自典賣。以破戶籍。所以正稅百姓日減。州縣色役漸少。從今已後。江淮百姓。非前進士及登科有名聞者。縱因官罷職。居別州寄住。亦不稱爲衣冠。其差科色役。並同當處百姓流例處分。云々。
唐國史補卷下「敍進士科舉」に「得第謂之前進士」とあり、日知錄卷一六「進士」の條の顧炎武自身の原注に「唐人未第稱進士。已及第則稱前進士」とある。すなわち、前進士とは禮部試合格者である。
(66) 唐大詔令集卷七二「乾符二年南郊赦文」。

所在州縣。除前資寄住實是衣冠之外。便各將攝官文牒及軍職賂遺。全免科差。多是豪富之家。致苦貧下。準會昌中勅。家有進士及第。方免差役。其餘只庇一身。就中。江淮富人。多一武官。便庇一戶。致使貧者轉更流亡。云々。

(67)

一般に流布する隆慶刊本文苑英華は「前賢」に作る。今、北平圖書館藏明鈔本によつて「前資」に改む。

(68)

周藤吉之「唐末五代の莊園制」(『中國土地制度史研究』所收)では「雜徭」と解されているが誤りである。「雜科」とは進士以外の明經等の科擧の科目を指していることは文脈からも明らかである。要するに進士科が最も得るべき特權が大であることを示すものにはかならない。

(69)

文苑英華卷六六九楊夔「復宮闕後上執政書」。
蓋儒寓州縣者。或稱前資。或稱衣冠。既是寄住。例無徭役。且勅有進士及第許免一門差徭。其餘雜科止於免一身而已。今有僥倖輩。偶忝微官。便任故地。既云前曾守官州縣。須存事體。無厭輩。不唯自置庄田。抑亦廣占物產。云々。
(70) 前掲周藤論文。

- (71) 北夢瑣言卷三。
唐李當尚書鎮南梁日。境內多有朝士莊產。子孫僑寓其間。云々。
- (72) 『歷代方鎮年表』内、唐方鎮年表卷四山南西道の條參照。
- (73) 青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地圖の研究』(一九六三 吉川弘文館) 一頁—一四頁參照。
- (74) 唐孫樵集卷四「興元新路記」參照。
- (75) 舊唐書卷九玄宗本紀下天寶一五載の條。
- (76) 同右書卷一二德宗本紀上。
(興元元年) 二月丁卯。車駕幸梁州。……三月庚寅。車駕次城固。……壬申。至梁州。
- (77) 唐會要卷六八刺史上。
(元和) 十二年四月勅。自今已後。刺史如有利病可言。皆不限時節。任自上表聞奏。不須申報節度觀察使。本任得替後。遂於當處置百姓莊園舍宅。或因替代情弊。便破除正額兩稅。不出差科。自今已後。此色並勒依元額輸稅。
- (78) 同右書卷八三租稅上。
(元和) 十四年二月勅。如聞諸道州府長吏等。或有本任得替後。遂於當處置百姓莊園舍宅。或因替代情弊。便破定正額兩稅。不出差科。今後有此色。并勒依元額爲定。
- (79) 前掲松井論文參照。
- (80) 太平廣記卷三八一「鄧成」。
鄧成者。豫章人也。年二十餘。曾暴死。所由領至地獄。先過判官。判官是刺史黃麟。(中略) 謂成曰。吾之受罪如是。其可忍也。汝歸。可傳語弟。努力爲造功德。令我得離此苦。然非我本物。雖功德。終不得之。吾先將官料置得一莊子。今將此造經佛。即當得之。云々。
- (81) 注(57)參照。
- (82) 注(17)參照。
- (83) 注(59)參照。
- (84) 金石萃編、續編に收められた墓誌銘その他種々の碑銘類のうち、撰

- 者で郷貢進士、明經の肩書をもつものの時代分布は次の通りである。
- 開元年間 一
- 大曆年間 一
- 貞元年間 二
- 元和年間 二
- 寶曆年間 一
- 太和年間 一
- 開成年間 二
- 會昌年間 二
- 大中年間 四
- 咸通年間 六
- 九世紀以後に壓倒的に多く見えるのは、旁證となろう(但し、會昌年間の一例は後に進士及第となっている)。
- (85) 新唐書卷一八〇李德裕傳。
又嘗謂。省事不如省官。省官不如省吏。能簡冗官。誠治本也。乃請罷郡縣吏凡二千餘員。衣冠去者皆怨。
- 通鑑では、この請は武宗會昌四年(八四四)四月に、實施を同年六月にかけている(卷三四七)。
- (86) 前掲彌波論文「中世貴族制の崩壊と辟召制—牛李の黨争を手がかり—」參照。
- (87) 唐撫言卷五「切避」。
大居守李相讀春秋。誤呼叔孫姑教略(反)爲姑勳暴(反)。日讀一卷。有小吏。侍側。常有不懌之色。公怪問曰。爾常讀此書耶。曰然。胡爲聞我讀至此而數色沮耶。吏再拜言曰。緣某師授誤呼文字。今聞相公呼姑教略(反)爲姑勳暴(反)。方悟耳。公曰。不然。吾未之師也。自檢釋文而讀。必誤在我。非在爾也。因以釋文示之。蓋書略字。以田加首。久而成。各日配答爲暴。
- (88) 同右書卷十。
羅邨。餘杭人也。家富於財。父則爲鹽鐵小吏。有子二人。俱以文學

干進。鄴、尤長七言詩。時宗人隱亦以律韻著稱。然隱才雄而龜疎。鄴才清而驟緻。咸通中。崔安潛侍郎廉問江西。志在弓旌。竟爲幕吏所沮。旣而俯就督郵。因茲舉事。闕珊無成而卒。

羅鄴は唐末の詩人として有名。唐才子傳卷八にも同様の記事が見える。彼の出自は明確でなく、父親が鹽鐵使配下の胥吏ということから、既成の士人層ではなく、新興の層と考えられる。

(89)

太平廣記卷四〇一「宜春郡民」。

宜春郡民章乙。其家以孝義聞。數世不分異。諸從同爨。所居別墅有亭屋水竹。諸子弟皆好善積書。(中略)其家至今巨富。群從子弟婦女。共五百餘口。每日三就食。鼗鼓而升堂。江西郡內。富盛無比。

唐末から五代の時期の話で、「今に至るまで云々」とは五代を指す。

(90)

通鑑卷二五七僖宗光啓三年十一月の條の胡三省注。唐制。節度使屬官有行軍司馬・副使・判官・支使・掌書記・巡官・衙推各一人。同節度副使十人。館驛巡官四人。

(91)

注(64)参照。

(92)

注(69)参照。

(93)

咸通二年(八六一)の建立。この碑の所在地は割注に「在河南河内縣」とあり、序に「内五人寄庄河内」とあるように、懷州河内縣である。

(94)

滑州と懷州とは、その間に衛州が介在するが、遠い距離ではない。

(95)

注(64)参照。